なら歴史芸術文化村条例（令和二年十月奈良県条例第二十一号）第十三条第二項に規定するなら歴史芸術文化村の利用料金の額を次のとおり承認しました。

令和四年二月二十二日

奈良県知事　荒井　正吾

一　施設及びその利用料金

使用区分＼施設区分	ホール				控室A
	日曜日、土曜日及び休日		その他		
	一般	登録団体	一般	登録団体	一般
午前（午前九時から正午まで）	一五、二〇〇円	七、六〇〇円	一二、六〇〇円	六、三〇〇円	二、六
午後（午後一時から午後五時まで）	二〇、四〇〇円	一〇、二〇〇円	一七、〇〇〇円	八、五〇〇円	三、四
午前・午後（午前九時から午後五時まで）	三五、六〇〇円	一七、八〇〇円	二九、六〇〇円	一四、八〇〇円	六、〇
夜間（午後六時から午後八時まで）	一〇、二〇〇円	五、一〇〇円	八、六〇〇円	四、三〇〇円	一、八
午後・夜間（午後一時から午後八時まで）	三〇、六〇〇円	一五、三〇〇円	二五、六〇〇円	一二、八〇〇円	五、二
全日（午前九時から午後八時まで）	四五、八〇〇円	二二、九〇〇円	三八、二〇〇円	一九、一〇〇円	七、八

		控室B		控室C		控室D		セミナールームA		セミナールームB
	団体登録	一般	団体登録	一般	団体登録	一般	団体登録	一般	団体登録	一般
〇〇円	一、三〇〇円	一、七〇〇円	八〇〇円	一、二〇〇円	六〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	一、六〇〇円	八〇〇円	二、二
〇〇円	一、七〇〇円	二、三〇〇円	一、一〇〇円	一、六〇〇円	八〇〇円	一、四〇〇円	七〇〇円	二、二〇〇円	一、一〇〇円	三、〇
〇〇円	三、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、八〇〇円	一、四〇〇円	二、四〇〇円	一、二〇〇円	三、八〇〇円	一、九〇〇円	五、二
〇〇円	九〇〇円	一、二〇〇円	六〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円			一、四〇〇円	七〇〇円	一、六
〇〇円	二、六〇〇円	三、五〇〇円	一、七〇〇円	二、六〇〇円	一、三〇〇円			三、六〇〇円	一、八〇〇円	四、六
〇〇円	三、九〇〇円	五、二〇〇円	二、六〇〇円	三、八〇〇円	一、九〇〇円			五、二〇〇円	二、六〇〇円	六、八

		セミナールームC		セミナールームD		セミナールームE		セミナールームF		実習室
	団体登録	一般	団体登録	一般	団体登録	一般	団体登録	一般	団体登録	一般
〇〇円	一、一〇〇円	三、〇〇〇円	一、五〇〇円	八〇〇円	四〇〇円	八〇〇円	四〇〇円	一、四〇〇円	七〇〇円	三、八
〇〇円	一、五〇〇円	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	一、八〇〇円	九〇〇円	五、二
〇〇円	二、六〇〇円	七、〇〇〇円	三、五〇〇円	一、八〇〇円	九〇〇円	一、八〇〇円	九〇〇円	三、二〇〇円	一、六〇〇円	九、〇
〇〇円	八〇〇円	二、二〇〇円	一、一〇〇円	四〇〇円	二〇〇円	四〇〇円	二〇〇円	一、〇〇〇円	五〇〇円	
〇〇円	二、三〇〇円	六、二〇〇円	三、一〇〇円	一、四〇〇円	七〇〇円	一、四〇〇円	七〇〇円	二、八〇〇円	一、四〇〇円	
〇〇円	三、四〇〇円	九、二〇〇円	四、六〇〇円	二、二〇〇円	一、一〇〇円	二、二〇〇円	一、一〇〇円	四、二〇〇円	二、一〇〇円	

	登録団体
○○円	一、九○○円
○○円	二、六○○円
○○円	四、五○○円

注

1 「登録団体」とは、構成員（五名以上）の過半数が県内に住所又は居所を有する者で構成される団体で、事前に登録を行った団体をいう。

2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日をいう。

3 準備、練習等のためホールを使用する場合の利用料金は、利用料金の額の百分の七十に相当する額とする。

4 午後八時を超えて延長して使用する場合の利用料金は、三十分につき「夜間」における利用料金の額の百分の十五に相当する額とする。

二 設備等及びその利用料金

区分	設備等の名称	単位	利用料金
舞台設備	演台	一卓	二○○円
	司会台	一卓	二○○円
	譜面台（指揮者用）	一台	二○○円
	譜面台（一般用）	一台	五○円
	指揮台	一台	二○○円
	楽団用椅子	一脚	無料

	平台（山台を含む。）	一台	二〇〇円
	つり看板	一台	無料
照明設備	ボーダーライト	一列	三〇〇円
	アッパーホリゾントライト	一列	三〇〇円
	ロアホリゾントライト	一列	三〇〇円
	スポットライト	一台	一〇〇円
	ピンスポットライト	一台	五〇〇円
音響設備	拡声装置	一式	九〇〇円
	ワイヤレスマイク（ホール用）	一個	五〇〇円
	ワイヤレスマイク（セミナールーム用）	一個	五〇〇円
	コンデンサーマイク	一個	五〇〇円
	ダイナミックマイク（ホール用）	一個	五〇〇円
	ダイナミックマイク（セミナールーム用）	一個	四〇〇円
	マイクスタンド（ブーム型）	一本	二〇〇円
	マイクスタンド（床上型）	一本	二〇〇円

	マイクスタンド（卓上型）	一本	二〇〇円
	コンパクトディスクレコーダー（ホール用）	一台	五〇〇円
	カセットテープレコーダー（ホール用）	一台	三〇〇円
	コンパクトディスクプレーヤー（セミナールーム用）	一台	五〇〇円
映写設備	プロジェクター（スクリーン付き）（ホール用）	一台	三、〇〇〇円
	プロジェクター（スクリーン付き）（セミナールーム用）	一台	三、〇〇〇円
	ブルーレイプレーヤー（ホール用）	一台	五〇〇円
	ブルーレイプレーヤー（セミナールーム用）	一台	五〇〇円
諸設備	シャワー	一回	三〇〇円

備考　文化村の設備等以外の物を使用する場合において、電気等を使用したときは、実費相当額を徴収する。